

**申し込み時の  
必要事項**

- ① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢  
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)  
⑦ 返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

**建物の吹き付けアスベスト  
除去などを支援します**

①分析調査、②除去工事の費用の一部を補助します。  
**補助額**①は25万円以内、②は費用の3分の2、または120万円以内。  
④ 6月11日(火)から市役所2階建築安全推進課で配布する申請書などを、12月20日(金)まで予定数に達し次第終了。  
④ 建築安全推進課 ☎(21)2867、HP

**住宅地での農薬や除草剤の  
散布は慎重に**

農薬や除草剤は使い方を誤ると健康や生活環境に悪影響を及ぼすことがあります。散布の際は次の点に注意しましょう。  
①散布量は最小限に、  
②散布方向や散布圧に注意、  
③人通りの少ないときに行う。  
④ 環境対策課 ☎(21)2882

**赤十字講習会**

①**幼児安全法支援員養成**▽  
②**子どもの事故予防と病気への対応**。検定あり。  
③ 7月13日(土)・14日(日)9時～17時。全2回。赤十字会館(中央区北1西5)。  
④ 15歳以上の方30人。  
⑤ 千500円。

⑥**救急法救急員資格継続**▽  
⑦ 7月14日(日)9時～14時30分。  
⑧ 急病人などへの応急手当て。

⑨ 所赤十字会館。  
⑩ 平成22年7月以降に救急員の資格を取得し、2年以上経過した方40人。受講期限は資格有効月の末日まで。  
⑪ 千150円。  
⑫ 水上安全法救助員養成2▽  
⑬ 海での事故防止、事故者の救助と応急手当て。検定あり。  
⑭ 7月27日(土)・28日(日)8時～17時。全2回。

⑮ 所銭函海水浴場(小樽市銭函)。  
⑯ 赤十字水上安全法救助員1の認定証を持つ方30人。  
⑰ 千500円。  
⑱ ①②③の往復はがきに上欄必要事項と生年月日、性別  
⑲ (2)は認定年月日と認定番号、  
⑳ (3)は認定泳法も)を記入し、  
㉑ (1)は6月21日(金)(必着)、㉒は29日(土)(消印有効)、㉓は29日(土)(必着)まで。(抽選)  
㉔ 申込先 ①赤札幌市地区本部(市役所内/1階) ☎(21)3339

**防災協会救命講習会**

①**応急手当普及員養成**▽  
② 心肺蘇生法の指導方法など。  
③ 7月2日(火)・3日(水)・4日(木)9時～17時。全3回。  
④ 市内に居住か通勤する18歳以上の方30人。  
⑤ 往復はがきに上欄必要事項を記入し、6月14日(金)(必着)まで。(抽選)

⑥**夜間普通救命**▽  
⑦ 心肺蘇生法や応急手当てなど。

⑧ 7月19日(金)、29日(月)18時～21時。市内に居住か通勤する16歳以上の方各20人。  
⑨ 6月11日(火)から。(先着)  
⑩ ①②の所市民防災センター1。  
⑪ 申込先 防災協会(〒003-0023白石区南郷通6北市民防災センター内) ☎(861)1211

**シルバー人材センターの  
ご利用を**

庭木の手入れや除草、家事などの仕事を引き受けます。  
① シルバー人材センター(中央・東・南区)中央支部 ☎(614)2155、北・西・手稲区)西支部 ☎(615)8228、白石・厚別・豊平・清田区)東支部 ☎(864)6336

**汚水排出量の控除**

下水道使用料を算出するための汚水排出量は、水道水や地下水の使用量から決まります。融雪槽や散水に用いる水量は、使用者がメーターを設置し申請することで、汚水排出量から控除できます。  
④ 下水道財務課 ☎(818)3412



**健康**

**家庭医学講座**

① 思春期の諸問題ほか。個人相談あり。  
② 6月29日(土)13時30分。

③ 所医師会館(中央区大通西19)。  
④ 健康企画課 ☎(622)5151  
⑤ 精神療養講座  
⑥ 内精神保健福祉法の改正。  
⑦ 所 6月15日(土)14時～16時。  
⑧ W.E.S.T.19(中央区大通西19)。  
⑨ 問市コールセンター ☎(222)4894

**福祉**

**知的障がいのある方向け  
介護職員初任者養成説明会**

① 7月～来年2月に開催する全45回の講座の説明会。  
② 6月16日(日)14時～15時。  
③ 所 手稲区民センター(手稲区前田1の11)。市内の高等養護学校へ通学している方が、市内在住で療育手帳を持つ方。  
④ 6月14日(金)までに。(先着)  
⑤ 申込先 手稲区保健福祉課 ☎(681)2478

**市社会福祉協議会  
協力会員登録説明会・研修会**

① 高齢者、障がいのある方などへの家事援助やごみ出しなどを行う協力会員の登録説明会。謝礼は1時間700円程度(交通費実費支給)。  
② 7月2日(火)10時～16時。  
③ 定員80人。900円(来年3月までの分。登録者のみ当日納入)。  
④ 6月11日(火)から。(先着)

⑤ 申込先 市社会福祉協議会(リンケージプラザ内/15階) ☎(272)4440、HP  
⑥ マンションでの孤立死を考える講演会  
⑦ 6月19日(火)14時～16時30分。  
⑧ 所 市民ホール(中央区北1西1)。120人。  
⑨ 6月11日(火)から。(先着)  
⑩ 申込先 孤立死ゼロ推進センター ☎(708)8686

**老人福祉施設などの  
整備事業者の募集説明会**

① 7月5日(金)。特別養護老人ホーム 10時30分～12時、介護老人保健施設 14時～15時30分。きょうさいサロン(中央区北4西1共済ビル内)。  
② 来年度中に特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の整備を計画している事業者96人。  
③ 6月3日(月)から市役所3階高齢福祉課、HPで配布する申込書を、6月11日(火)から。(先着)  
④ 高齢福祉課 ☎(21)2976

**認知症の方を介護する  
男性のつどい**

① 音楽療法と食事交流会。  
② 6月25日(火)11時30分～14時。  
③ 所 かねて 2・7(中央区北2西7)。  
④ 在宅で認知症の方を介護している男性。300円。  
⑤ FAX。上欄必要事項と認知症の方との関係、要介護度、

E = Eメール HP = ホームページ(12ページ)に詳しい内容を掲載しているもの

※費用、申し込み方法の記載がない場合は、それぞれ無料、当日会場へ行く催しです

お知らせ  
の  
見  
方

趣味・教養

レジャー！  
スポーツ

おでかけ  
ガイド

子ども・  
子育て

暮らし

健

康

福  
祉

保険・年金

税  
金

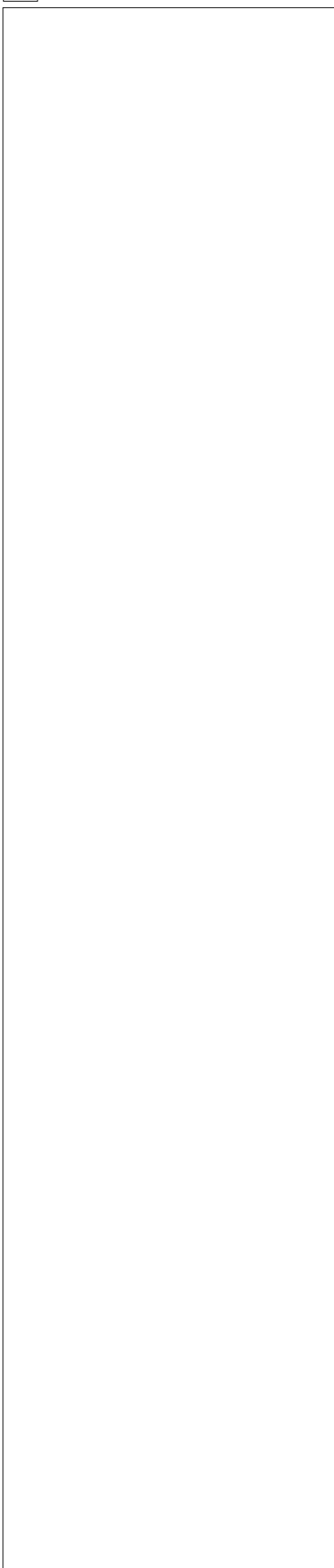
事業者向け

仕  
事

職員募集

その他

広告



同伴者の有無、介護歴を記入し、6月20日(木)までに日本認知症グループホーム協会(☎(21)0727、FAX(21)0726)へ。

**グループホーム  
開設事業者の募集説明会**  
詳しくはお問い合わせを。  
☎ 7月1日(月)。

**所** 市役所12階会議室。  
**対** 来年度中にグループホーム開設を希望する事業者。

**申** 市役所3階介護保険課、HPで配布中の申込書を、6月12日(水)まで。

**問** 介護保険課(☎2972) 障がいのある方の  
**就職支援セミナー**

☎ 6月25日(火)～28日(金)9時～12時。全4回。

**所** 対キャリアバンク。精神・身体に障がいのある方8人。  
**申** 対、FAX、E、直接。上欄必

**要事項と利用事業所名、障がい種別と等級を記入し、6月24日(月)までにキャリアバンク(中央区北5西5sapporo55ビル内、☎(25)3313、FAX(23)3048、Egenk@career-bank.co.jp)へ。(抽選)**

**問** 障がい福祉課(☎2936、HP)

**聞** こえの相談会  
**内** 人工内耳説明会と体験談など。  
☎ 6月23日(日)13時～16時。

**所** 身体障害者福祉センター(西区二十四軒2の6)。  
**対** 中途失聴者・難聴者とその関係者。

**問** 身体障害者福祉協会(☎8853、FAX(64)2628)

**人** 工肛門・人工ぼうこうの  
**方** のための相談会

☎ ①6月16日(日)、②23日(日)、③7月14日(日)13時30分～16時。  
**所** ①は西区民センター(西区琴似2の7)、②は北区民セ

ンター(北区北25西6)、③は白石区民センター(白石区本郷通3北)。  
**対** 人工肛門・人工ぼうこうの方とその家族。

**問** 身体障害者福祉協会(☎8853)

**母** 子寡婦福祉センター催し

△介護事務講習会  
☎ 7月12日～9月25日の水・金曜18時15分～20時45分。全20回。

**対** ひとり親家庭の親と寡婦(かつて母子家庭の母だった方)で未受講の方30人。

**料** 3千円。検定料5千500円。  
**申** 6月13日(木)～16日(日)に母子寡婦福祉センターか、6月13日(木)、14日(金)に区健康・子ども課へ直接。(抽選)。2歳以上の無料託児あり(要予約)。

**△** 就職準備・離転職セミナー  
**内** ビジネスマナー講座。  
☎ 7月31日(水)13時～15時。  
**対** ひとり親家庭の親と寡婦

(かつて母子家庭の母だった方)20人。  
**申** 6月14日(金)から母子寡婦福祉センターへ。(先着)。2歳以上の無料託児あり(要予約)。

**問** 母子寡婦福祉センター(中央区大通西19市社会福祉総合センター内) (☎(63)3270)

**視** 覚障がいのある方との  
**市** 民交流ダンスパーティー

☎ 6月16日(日)13時～15時30分。  
**所** 身体障害者福祉センター(西区二十四軒2の6)。

**問** 視覚障害者福祉協会(☎8310)

**点** 字図書製作ボランティア  
**の** 養成講座

☎ 7月11日～来年12月11日の木曜13時～15時。  
**所** 視覚障がい者情報センター(中央区大通西19)。

**対** 60歳以下でパソコンを持ち、講座終了後に同センターの点字図書製作ボランティアとし

て活動できる方20人程度。  
**申** 6月20日(木)13時30分から同センターで行う説明会に参加の上、配布される申込書を提出。選考あり。

**問** 視覚障がい者情報センター(☎(63)6747、HP)

**身** 体障がいのある方の  
**パ** ークゴルフ大会

☎ 7月11日(木)10時。  
**対** 身体障害者手帳を持つ方50人。

**料** 千500円。  
**申** 対、直接。6月12日(水)から保養センター駒岡へ。(先着)

**所** 問保養センター駒岡(南区真駒内60) (☎(58)8553)

**社** 会福祉大会

**内** 功労者の表彰と講演会。  
☎ 7月3日(水)13時～16時。  
**所** 市民ホール(中央区北1西1)。  
**問** 市社会福祉協議会(☎(61)3343)

**申し込み時の  
必要事項**

- ① 行事項(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢  
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)  
⑦ 返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

**身体障がいのある方の  
ボウリング大会**

☐ 7月7日(日)10時～12時。  
所 オリンピアボウル(中央区北1東12)。  
対 身体障害者手帳を持つ16歳以上の方。千500円。  
申 6月5日(水)から身体障害者福祉センター(西区二十四軒2の6)で配布する申込書を、6月20日(木)(必着)まで。  
問 障がい者スポーツ協会(612)1184



**国民健康保険**

△ 6月中旬に25年度の保険料の通知書を送付▽  
納付方法は、通知書でご確認ください。年度途中から年金天引きに該当する世帯は、天引きが始まるまで、納付通知書などで納付してください。

40歳～64歳の方がいる世帯には、介護分保険料を含めた金額の通知書を送付します。65歳になる方の介護分保険料は、誕生日の月の前月(誕生日が1日の方は前々月)までの分を、75歳になる方の保険料は、誕生日の月の前月までの分をそれぞれ月割計算ししています。なお、加入・脱退、所得の変動などで保険料が変

わる場合はお知らせします。問 区役所(1階)の保険年金課  
後期高齢者医療制度  
△ 6月中旬に保険料のお知らせを送付▽  
年度の途中から年金天引きに該当する方は、天引きが始まるまで、納入通知書などで納付してください。

**国民年金**

△ 国民年金制度▽  
国民年金は、老後の生活を支えるほか、障がい、死亡などの際に必要な給付を行います。未納があると給付を受けられない場合がありますので、忘れずに納付しましょう。なお、納付が困難な場合は、要件を満たすと申請により保険料が免除・猶予される制度がありますのでご相談ください。

**介護保険**

△ 6月中旬に65歳以上の方へ保険料のお知らせを送付▽  
年金天引きの方には「特別徴収決定通知書」を、納入通知書や口座振替で納付の方には「納入通知書」を送付します。

なお、年度の途中から年金天引きに該当する方は、年金天引きが始まるまで、納入通知書などで納付してください。  
△ 低所得者減免制度▽  
25年度の保険料が第3段階(軽減措置を含む)以上で、次の全ての基準を満たす65歳以上の方は、申請により最も低い金額の段階まで介護保険料が減免されます。区役所保険年金課へ申請してください。

25年度の保険料が第3段階(軽減措置を含む)以上で、次の全ての基準を満たす65歳以上の方は、申請により最も低い金額の段階まで介護保険料が減免されます。区役所保険年金課へ申請してください。

☑ ① 24年中の収入の合計が単身世帯で120万円、2人世帯で160万円(以降1人につき50万円を加算)以下、② 世帯全員の前貯金の合計額が350万円以下、③ 別世帯の市民税課税者に扶養されていない、④ 世帯全員が居住用が事業用以外の不動産を所有していない。

持参するもの 世帯全員の24年中の収入・前貯金額の分かるもの、健康保険証。

問 区役所(1階)の保険年金課  
△ 利用者負担額の減額・減免▽  
介護保険サービスの利用者は、掛かった費用の1割や食費などを負担しますが、所得の低い方など一定の要件を満たす場合は、申請により減額・減免が受けられます。なお、現在、認定証をお持ちの方にも有効期限が6月末ですので、申請してください。

減額・減免制度 ① 負担額減額 ② 介護保険施設などに入所した際の食費・居住費を軽減、③ 社会福祉法人利用者負担減額 ④ 社会福祉法人などから減額対象のサービスを受ける際、特に生計が困難な方には利用者負担額を軽減、⑤ 旧措置入



**税金**

△ 認定長期優良住宅の固定資産税を減額▽  
長期優良住宅の認定を受けた新築住宅の固定資産税は、翌年度から5年間(3階建て以上の中高層耐火住宅は7年間)減額されます。新築した翌年の1月31日(金)までに必要書類を添付し、資産のある区を担当する市税事務所に申告してください。

問 市税事務所(左表)の固定資産税課  
所者の利用者負担の特例 介護保険制度が始まる前から特別養護老人ホームに入所していた方は、以前の負担を超えないように1割の利用者負担と食費・居住費を軽減。  
問 区役所(1階)の保健福祉課

■ 問い合わせ先

区	市税事務所・所在地	電話番号		
		固定資産税課	納税課	市民税課
中央区	中央(中央区北2東4サッポロファクトリー2条館)	211-3918	211-3913	211-3914
北・東区	北部(中央区北4西5アステイ45)	207-3918	207-3913	207-3914
白石・厚別区	東部(厚別区大谷地東2交通局庁舎)	802-3918	802-3913	802-3914
豊平・清田・南区	南部(豊平区平岸5の8イースト平岸)	824-3918	824-3913	824-3914
西・手稲区	西部(西区琴似3の1コトニ3・1ビル)	618-3918	618-3913	618-3914

産税課。長期優良住宅の認定は建築確認課(21)2846  
△ 不動産の公売▽  
入札には公売保証金のほか書類などが必要です。詳しくはお問い合わせください。  
☐ 6月26日(水)～28日(金)9時～17時。  
所 市役所5階納税指導課。  
問 納税指導課(21)2292、HP  
△ 納税お知らせセンター開設▽  
民間事業者に委託し、電話で市税の納付を呼び掛けます。なお、口座を指定した振り込みや個人情報を探ねることはありません。

☐ 6月25日(火)～来年5月31日(土)。  
問 納税指導課(21)2292  
7月1日(月)は市・道民税(第1期分)の納期限です  
納税通知書は6/12(水)に発送。納税に関するご相談は市税事務所納税課(上表)へ



**事業者向け**

大規模太陽光発電設備の設置費用を助成  
補助額設置費用の5%。上限5千万円。  
市内に100kW以上の太陽光発電設備を設置する個人・事業者など。  
市役所12階エコエネルギー普及推進課、HPで配布中の申

7月1日(月)は市・道民税(第1期分)の納期限です  
納税通知書は6/12(水)に発送。納税に関するご相談は市税事務所納税課(上表)へ